

2019年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

調査研究課題

調査研究 課題番号	調査研究課題名
1	認可外保育施設の現状及び立入調査の実施状況等に関する調査研究
2	少子化総合対策に関する総合研究事業
3	病児保育事業の運営状況等に関する調査研究
4	指定保育士養成施設卒業者の内定先等に関する調査研究
5	保育所等における災害発生時又は感染症流行時の対応等に関する調査研究事業
6	保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究事業
7	保育所入所時期の柔軟化に関する調査研究事業
8	放課後児童クラブの育成支援の質の向上に関する調査研究
9	放課後児童クラブにおける第三者評価の実施に関する調査研究
10	地域における児童委員・主任児童委員の活動等の現状と課題に関する調査研究
11	子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における e-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究
12	地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業における利用者の個別ニーズの把握・対応状況に関する調査研究
13	児童館ガイドラインに基づく評価のあり方に関する調査研究
14	市町村の体制強化に関する調査研究（市町村支援児童福祉司、要対協、児童相談所と市町村の通告後の連携方策）
15	児童相談所の専門職の資格の在り方その他必要な資質の向上を図る方策に関する調査研究
16	児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握の在り方及び実態把握にあたり必要な体制等に関する調査研究
17	児童相談所の第三者評価に関する調査研究
18	都道府県間における要保護児童等の情報共有システムの構築に関する調査研究

19	養子縁組あっせんにおける民間あっせん機関と児童相談所との連携や情報共有のあり方に関する調査研究
20	児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究
21	子ども家庭総合支援拠点の設置促進に関する調査研究
22	アドボケイト制度の構築に関する調査研究
23	妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度が各国の社会に生じた効果に関する調査研究
24	通告窓口の一元的運用に関する調査研究
25	「授乳・離乳の支援ガイド」の改定および普及啓発に関する調査研究
26	「健やか親子21」国民運動促進のための情報共有の仕組みの整備に関する調査研究
27	妊産婦のための食生活指針の改定案作成および啓発に関する調査研究
28	新生児聴覚検査の実施体制の実態調査
29	産婦健康診査におけるエジンバラ産後うつ病質問票の活用に関する調査研究

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題 1	認可外保育施設の現状及び立入調査の実施状況等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>認可外保育施設については、児童福祉法により都道府県、指定都市、中核市（以下、「都道府県等」という）への届出が義務づけられているほか、同法及び「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、都道府県等の立入調査が行われることとされている。</p> <p>平成 31 年（2019 年）10 月からの幼児教育保育の無償化（平成 31 年 2 月 12 日閣議決定）をきっかけとして、認可外保育施設の質の確保・向上をより一層進める必要があることから、本調査研究では、認可外保育施設の現状や立入調査の実施状況、巡回支援指導員の配置状況等について調査研究を実施し、今後の認可外保育施設の質の確保・向上につなげることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 認可外保育施設の現状及び立入調査の実施状況等に関する調査のデータ分析等</p> <p>厚生労働省が毎年都道府県等に対して実施している、認可外保育施設の現状把握のための調査（施設数、利用児童数、立入調査の実施状況など）について、厚生労働省からデータの提供を受け、各施設類型における施設数や利用児童数の推移、認可保育所等への移行状況、立入調査の実施状況等を分析する。</p> <p>(2) 認可外保育施設に対する立入調査結果の公表状況調査及び立入調査の結果を踏まえた改善勧告、公表、事業停止命令及び施設閉鎖命令の事例収集</p> <p>都道府県等に対して、児童福祉法に基づく認可外保育施設への立入調査結果の公表状況に関する調査を行い、得られた結果について分析を行う。また、立入調査結果を踏まえて改善勧告、公表、事業停止命令、施設閉鎖命令を実施した事例についても同様に調査・分析を行う。</p> <p>(3) 巡回支援指導員の配置状況等に関する調査</p> <p>巡回支援指導員の配置状況（人数、雇用形態）、実施方法（1人あたりの年間巡回回数、巡回体制）、今後の配置予定等について調査を実施し、得られた結果について分析する。</p> <p>(4) 「重大事故防止のための研修事業」に関する事例収集及び研修テキストの作成</p> <p>厚生労働省の補助金を活用して「重大事故防止のための研修事業」を行っている自治体に対して、実施内容に関するヒアリング等を行い、実施事例を取りまとめる。その後有識者による検討会を設置・開催の上、研修テキストを作成する。</p> <p>実施にあたっては、厚生労働省から研修実施自治体について情報提供を受けること。また、委員の検討に当たっては、担当室と協議すること。</p> <p>※ (2)、(3)については、都道府県等に調査票を送付し実施。（指導監督権</p>

	<p>限を市区町村に権限委譲している場合は、都道府県を通じて市区町村に調査票を送付・回収する。)</p> <p>※ 調査研究等を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室と協議すること。</p>
求める成果物	<p>① (1)に関するデータ分析結果</p> <p>② ①並びに上記(2)～(4)の調査・分析結果及び事例をとりまとめた報告書および作成した研修テキスト</p> <p>③ ①、②の作成に活用した各種資料等の電子データセット</p> <p>※ ①については厚生労働省と協議の上、速やかに作成・提出すること。</p>
担当課室・担当者	総務課少子化総合対策室 指導係 (内線4838)

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題 2	少子化総合対策に関する総合研究事業
調査研究課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・政府では、2020年代半ばに希望出生率として掲げている1.80を達成できるよう、待機児童の解消を目指し保育所の整備や、育児休業制度の充実に努めているが、合計特殊出生率は1.43（H29）と横ばい状態であり、出生数は100万人を割り減少が続いている。このように、少子化は進展しており、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年を見据えた少子化対策が必要である。 ・少子化の傾向は先進国各国で見られるが、フランスやロシアなど、一部の国では、出生率が上昇傾向にある。しかし、こうした少子化対策が奏功している国の施策については、十分な情報が入手できていない。 ・また、女性就業率の上昇に伴い、多様な働き方を行う場合も多くなることが想定される中、子育てと仕事の両立を図るために、育児休業からの円滑な復帰や多様な勤務時間に対応できる保育サービスの在り方等の研究を進める必要がある。
想定される事業の手法・内容	<p>(1)国内・海外の好事例の調査 少子化対策で実績を挙げている国（フランス、ロシア、イギリス、北欧諸国等）や国内の一定の地域における取組を把握する。</p> <p>(2)企業や地方公共団体へのヒアリング（10社程度） 多様な働き方に対応した保育サービスの在り方や、育休からの望ましい復帰についてどのような支援があると望ましいか等についてヒアリングを行う。</p> <p>(3)インターネット等を活用した簡易な意識調査の実施（数百人程度） 保育サービスを活用中の保護者、育児休業中の保護者等を対象として、仕事と子育ての両立の観点からどのような保育サービスが提供されていると望ましいか、育休からの円滑な復帰のためにどのような子育て支援サービスがあると望ましいか等の項目について調査を行い、施策の立案に活かす。</p> <p>(4)有識者による政策の提言 次世代育成支援対策推進法の施行状況を踏まえた見直し、少子化社会対策大綱の改定等、少子化対策に係る計画の見直しが今後行われる中、(1)～(3)の内容を踏まえつつ、有識者にヒアリングを行う（有識者の人選は担当室と協議の上決定する）。</p> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室と協議すること。</p>
求める成果物	<p>※(1)については、取組内容及び日本の制度との比較をまとめた報告書の作成</p> <p>(2)(3)(4)については、調査結果やヒアリング結果とその分析、そこから導き出される望ましい施策の方向性についての提言を示した報告書の作成を行い、いずれも紙媒体に加えて電子媒体（ワード等）においても提出する。</p>
担当課室・担当者	総務課少子化総合対策室 企画調整係（内線4823、4825）

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題 3	病児保育事業の運営状況等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>病児保育事業は、保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に、病院・保育所等において一時的に保育を行うなど、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図るものである。</p> <p>また、本事業においては、感染症の流行や、病気の回復による突然の利用キャンセルなどにより、利用児童数の変動が大きい等の課題がある中で、保護者の希望に応じて受入れが可能となるよう体制を整備することが求められる。</p> <p>このため、厚生労働省では、平成 30 年度予算において、利用児童数に関わらず交付される運営費の基本分単価について、より事業の安定につながるよう補助の仕組みを見直したところである。</p> <p>本調査研究では、見直しに伴う病児保育事業の運営状況等を把握するとともに、今後の国庫補助の在り方について検討を行うため、病児保育事業の運営状況等に関する定量的・定性的データを収集することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>病児保育事業（病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、訪問型をいう。以下同じ。）の運営状況等を把握するために、ヒアリング調査及びアンケート調査を実施する。</p> <p>ヒアリング調査については、厚生労働省子ども家庭局保育課（以下「保育課」という。）と協議の上、調査票原案を作成し、関係団体及び病児保育事業所（計 10 か所程度）に対し、訪問又は電話等により行う。</p> <p>アンケート調査については、ヒアリング調査の結果を基に調査票を作成し、「平成 29 年度子ども・子育て支援交付金」の対象となった病児保育事業所の全数（約 3,000 か所）に対して、調査票を送付し、回答の回収、集計を行う。</p> <p>なお、半数程度の回答を得られるような調査設計とすることとし、事業所の名簿は、保育課より支給する。</p> <p>主な調査項目については、下記のとおりとするが、調査研究を進めるにあたっては、適宜保育課と協議すること。</p> <p>（主な調査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 29 年度及び平成 30 年度の収支状況（※1） ・ 職員の配置状況（※2） ・ 利用手続き（※3） ・ 運営上の課題や問題点（※4） 等 <p>※1 基本分単価の減算の適用状況や、子ども・子育て支援交付金に基づく補助額と市町村から事業所に対する委託費（補助金）の差額、経験年数毎の人件費支出額等に関する調査</p> <p>※2 日々変動する利用児童に対する職員配置の手法や、主任保育士など中核的な役割を担う職員や、事務職員、調理員など配置基準以外の職員の</p>

	<p>配置状況等に関する調査</p> <p>※3 事前登録の有無や、利用予約の方法、利用料、キャンセル料の徴収の有無、利用に当たって保護者が用意するもの等に関する調査</p> <p>※4 年間の稼働率（対定員）、キャンセル率、利用児童数の季節変動の状況等に関する調査</p>
求める成果物	<p>① 病児保育事業における各事業所の運営状況等の集計データ</p> <p>② 調査の結果をとりまとめた報告書</p> <p>※ 成果物については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	保育課 地域保育係（内線4848）

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題 4	指定保育士養成施設卒業者の内定先等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>子育て安心プラン（平成 29 年 6 月 2 日公表）に基づき、平成 32 年度末までに約 32 万人分の保育の受け皿を確保することとしていることに伴い、保育人材の確保も必要となっている。</p> <p>そのような状況の中で、卒業すれば保育士資格が取得できる指定保育士養成施設の卒業生には、保育所等に就職せずに、保育関係とは異なる民間企業等へ就職する者が一定数存在している。</p> <p>そのため、卒業後に保育関係に就職しないこととなった者の動機等を調査し、保育所等への就職を促すための方策について研究することで、保育人材確保施策の基礎資料としたい。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>全国の指定保育士養成施設を通じて、就職先が内定している時期に学生へアンケートやヒアリング（インタビュー）調査を実施し、指定保育士養成施設に通学した動機や、卒業後の就職先、その就職先を選んだ理由などを調査する。</p> <p>併せて、指定保育士養成施設で実施しているキャリア支援についてもアンケートやヒアリング（インタビュー）調査を実施し、先進事例や効果的な取組みについても調べる。</p> <p>その他、調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局保育課と協議すること。</p>
求める成果物	上記の調査及び調査内容を踏まえて考察を行った報告書及び成果物を得る際に調査・分析に用いた電子データセット
担当課室・担当者	保育課 保育士対策係長（内線 4 9 5 8）

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

調査研究課題個票

調査研究課題5	保育所等における災害発生時又は感染症流行時の対応等に関する調査研究事業
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>災害が発生した際の保育所における対応として、保育所保育指針において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の対応の具体的な内容等のマニュアルを作成すること ・災害の発生時の保護者等への連絡体制及び子どもの引渡し方法等について確認しておくこと <p>等を定めている。</p> <p>一方、災害発生時又は感染症流行時の臨時休園については、現在、明確な基準がなく、保護者との関係から休園の判断が困難との声がある。</p> <p>このような状況の中、「子育て支援に関する行政評価・監視—保育施設等の安全対策を中心として—」（平成30年11月9日総務省行政評価局）において、「内閣府及び厚生労働省は、非常時における保育施設等の迅速かつ適切な臨時休園の判断を推進する観点から、地方公共団体等における臨時休園の実施基準を参考に、保育施設等の臨時休園の実施基準の設定に係る国の考え方を整理し、地方公共団体に提示するとともに、臨時休園の実施基準を検討することについて地方公共団体に要請する必要がある」との勧告を受けたところである。</p> <p>本調査研究においては、保育所等の災害発生時の対応に関する先行事例の調査を行うとともに、臨時休園に関する課題や考え方について整理を行うものとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(自治体調査)</p> <p>近年災害が発生した又は感染症が流行した地域の都道府県・市町村に対する、臨時休園対応等の事例調査（休園時の代替措置の実施状況を含む。）</p> <p>また、全市町村に対する、臨時休園に係る取り決め等の状況の調査。</p> <p>(有識者会議の開催)</p> <p>保育関係者、自治体関係者、有識者らを構成員とする検討会を組織し、保育所等の災害発生時又は感染症流行時の対応や、臨時休園に関する課題や考え方を整理し、とりまとめを行う。なお、検討会の構成員については担当課と協議により選定する。</p> <p>その他、調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局保育課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>保育所等の災害発生時又は感染症流行時の対応や、臨時休園に関する考え方についてとりまとめた報告書。自治体調査の集計結果については、電子媒体で提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>保育課 企画調整係（内線4853、4839）</p>

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題6	保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究事業
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>近年、外国人の子ども数が増加しているが、昨年(平成30年)の第197回臨時国会における出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律の成立(平成31年4月1日より施行)により、今後、更なる外国人の子どもの増加が見込まれている。</p> <p>保育所における外国人の子どもの受け入れや保護者への配慮を円滑に行うため、これまで各種予算事業による対応を行っているところであるが、保育所における外国人の子どもの受入体制や保護者への配慮の方法については、現在各保育所の実情に応じて実施されている。</p> <p>本調査研究は、外国籍等の子ども(帰国直後で日本語を習得していない子ども等も含む。)の受け入れの際の留意点や、保護者への配慮の好事例等をまとめ、外国人の子どもの受け入れの支援体制について整理を行うものである。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>外国人比率の高い自治体を中心に、市町村における、外国籍等の子どもやその保護者への配慮に関する取組の収集、ヒアリングを行う。</p> <p>※ 例えば、各自治体に外国人の保護者の対応の必要がある保育所からの相談窓口を設置しているか等</p> <p>併せて、当該地域の保育所等における、外国籍等の子どもの受入状況や、施設における子どもの受け入れや保護者対応に係る工夫について収集、ヒアリングを行う。</p> <p>その他、調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局保育課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>保育所における外国人乳幼児の受け入れ及び保護者への配慮についての実態・好事例の整理、考察をとりまとめた報告書。自治体調査の集計及びヒアリング調査の結果については、電子媒体で提出すること。</p>
担当課室・担当者	保育課 企画調整係(内線4853、4839)

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題 7	保育所入所時期の柔軟化に関する調査研究事業
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>現在、保育所の入園時期は4月に集中しており、年度途中の入所が困難となっている。このため、育児休業を1年間取得することを希望する場合も、育児休業を切り上げて、4月に保育所に入所せざるを得ない状況となっている。</p> <p>こうした状況において、希望に応じた育児休業の取得、保育の利用を可能とする方策の一つとして、4月から育休が終了するまでの間の入所予約制の導入が考えられる。</p> <p>一方、入園予約制の導入については、自治体における利用調整の方法や、入所予約をしている児童が入所するまでの間の保育所の体制の整備等に課題があり、導入が進んでいない現状にある。</p> <p>そこで、入園予約制を実施している自治体、事業者等に対し、実施に当たっての課題の整理、必要な支援内容の分析等を行い、今後の入所予約制の導入促進に向けた検討材料とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(自治体調査)</p> <p>待機児童がいる自治体などの一部の自治体に対して入園予約制の導入状況、導入への意向や導入に当たっての課題の調査を行う。</p> <p>入園予約制を実施している市町村に対して、「入園予約制」の活用状況や取組の課題について調査・ヒアリングを行う。</p> <p>(事業者調査)</p> <p>「入園予約制」により児童を受け入れている事業者に対して、年度途中の児童受入れに関する課題等について、調査・ヒアリングを行う。</p> <p>(雇用主調査)</p> <p>経済団体や企業に対して、人事異動やキャリア形成の観点から、年度当初に限らない随時の保育ニーズの充足を図った場合の課題等があるかどうかのヒアリングを行う。</p> <p>(有識者からのヒアリング)</p> <p>上記内容を踏まえ、育休から入園までの円滑化に向けた方策について知見を得るため、保育施策・仕事と子育ての両立支援等の分野に係る有識者にヒアリングを行う。なお、有識者については担当課と協議により選定する。</p> <p>その他、調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局保育課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>「入園予約制」の導入をはじめとした、保育所への入園に係る不安解消に向けた取組の促進に当たっての課題や方策をとりまとめた報告書。自治体調査の集計及びヒアリング調査の結果については、電子媒体で提出すること。</p>
担当課室・担当者	保育課 企画調整係（内線4853、4839）

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題 8	放課後児童クラブの育成支援の質の向上に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>放課後児童クラブにおいては、量の拡充とともに育成支援の質の向上が大きな課題となっている。平成30年9月14日公表した「新・放課後子ども総合プラン」（厚生労働省・文部科学省共同）においては、放課後児童クラブの待機児童解消を目指した量的整備の目標を示すとともに、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図ることを目標として掲げている。</p> <p>育成支援の質の向上に向けては、社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ」（平成30年7月）において、放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月。以下、運営指針という。）が求める育成支援の内容を全てのクラブで実現できるよう、放課後児童支援員の育成や資質の向上により一層取り組む必要があることが指摘された。また、そのための方策として、運営指針に基づき育成支援を行っている事例を収集し、インターネット等で公開すること、それをもとに学び合いを促すこと等が示されている。</p> <p>したがって、本調査研究では、放課後児童クラブの育成支援の質の向上を図るため、放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準（以下、基準という。）、運営指針に基づき、安定的に運営・実施している放課後児童クラブの事例を収集し、各自治体や放課後児童クラブにおいて標準的な育成支援を行うにあたって参考に資する資料を作成することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>本研究では、次の点を盛り込むこととする。</p> <p>① 安定的に運営・実施している放課後児童クラブを対象に訪問調査を行い、事例収集を行う。</p> <p>調査対象は、設備、職員等について基準に基づく運営を行っている放課後児童クラブとし、設置運営形態や設置場所（学校、児童館等）、放課後子供教室との一体型での実施等、運営の多様性に配慮して選定する。</p> <p>調査実施にあたっては、基準及び運営指針に基づき、調査の視点や指標、項目（たとえば、子どもが必要な期間放課後児童クラブに通い続けることができているか、子どもの主体性の尊重、権利擁護、保護者との連絡や記録の作成等放課後児童支援員の業務など）を定め、それに基づき放課後児童支援員等へのヒアリングや放課後児童クラブでの観察等を行うこと。</p> <p>② 各種研修で活用できる補助教材（リーフレット）を作成する。</p> <p>①で実施した調査のまとめと分析をもとに、放課後児童支援員の認定資格研修や資質向上研修、職場内研修等の各種研修で活用できる補助教材（リーフレット）を作成する。同教材は、認定資格研修等のテキストとして推奨している「放課後児童クラブ運営指針解説書」の理解を促し、その内容を補完するようなものとする。また内容として、調査対象の放課後児童クラブにおける育成支援の取り組み概要とともに、①の調査の視点や指標にもとづく特徴的な事例を含めること。</p>

	<p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、有識者等で構成する研究会を設置の上、実施すること。その構成員の人選は担当室との協議による。また、適宜、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室と協議すること。</p>
<p>求める成果物</p>	<p>1) 上記①②の内容を含む報告書の作成。研究の検討・分析過程も記すこと。 2) 各種研修で活用できる補助教材（リーフレット）の作成 3) 調査・分析に用いたデータセット</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>子育て支援課 健全育成推進室 室長補佐（内線４８４３） 子育て支援課 健全育成推進室 児童健全育成専門官（内線４８４７）</p>

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題 9	放課後児童クラブにおける第三者評価の実施に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>社会保障審議会児童部会「放課後児童対策に関する専門委員会 中間とりまとめ」（平成30年7月）では、放課後児童クラブの質の確保という点で第三者評価の実施が重要な視点であるという指摘がなされている。</p> <p>質の確保にあたっては、放課後児童クラブの安定的な運営や質の向上に向けて、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、放課後児童クラブ運営指針及び解説書を整備してきたところである。他方、第三者評価については実施を求めておらず、各自治体や放課後児童クラブ運営事業者等によって任意に行われている。平成30年5月1日現在の放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査結果によると、運営内容について「第三者評価の実施有り」と回答した放課後児童クラブは26.8%となっている。また、「第三者評価」の内容・方法は、福祉サービス第三者評価、行政評価や指定管理者制度における第三者評価、自治体や運営事業者独自の第三者評価など、そのあり方も様々である。</p> <p>したがって、本調査研究においては、放課後児童クラブにおいて第三者評価を実施する上で必要な方策や事項を明らかにするとともに、第三者評価の実施を進めるためのガイドブック案を作成することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>本研究では、次の点を盛り込むこととする。</p> <p>① 放課後児童クラブにおいて第三者評価を行うための仕組み、実施体制・方法等を提示する。</p> <p>平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「放課後児童クラブの第三者評価マニュアル等に関する調査研究」で提示された、放課後児童クラブにおける第三者評価実施上の方向性や課題等の提言を踏まえて、第三者評価を行うための仕組み、実施体制・方法等について検討を行い、提言を行うこと。</p> <p>② 「第三者評価実施ガイドブック案」（仮称）を作成する。</p> <p>同ガイドブックには、放課後児童クラブにおいて第三者評価を実施する際の具体的な手法、評価基準・項目、結果の活用方法等の案を含むものとする。</p> <p>また、作成にあたって、自治体関係者、放課後児童クラブ運営者や放課後児童支援員、有識者等にヒアリングを行い、その内容の妥当性・有効性について検証すること。</p> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、有識者等で構成する研究会を設置の上、実施すること。その構成員の人選は担当室との協議による。また、適宜、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室と協議すること。</p>
求める成果物	<p>1) 上記①②の内容を含む報告書の作成。研究の検討・分析過程も記すこと。</p> <p>2) 「第三者評価実施ガイドブック案」（仮称）の作成</p> <p>3) 調査・分析に用いたデータセット</p>
担当課室・担当者	<p>子育て支援課 健全育成推進室 室長補佐（内線4843）</p> <p>子育て支援課 健全育成推進室 児童健全育成専門官（内線4847）</p>

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題 10	地域における児童委員・主任児童委員の活動等の現状と課題に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>少子化や核家族化に伴う育児不安、児童虐待、いじめ、子どもの自殺や貧困等の課題が深刻化している。また、都市化、核家族化に伴う地域のつながりの希薄化等が課題となっており、社会全体で子育て家庭を支援する必要性が高まっている。このような状況の中、児童委員・主任児童委員は、地域の児童福祉の担い手として、子どもや子育て家庭への支援を行う役割が重要となっており、地域における児童委員・主任児童委員の活動の充実が期待されている。</p> <p>その一方で、児童委員・主任児童委員の活動は、地域住民や関係機関の理解・浸透が不十分であることが指摘されており、地域における児童委員・主任児童委員の活動等の実態把握や、特徴的な活動事例の収集及びその周知広報が課題となっている。</p> <p>平成 28 年には、民生委員・児童委員の兼務についての見直しが地方から提案されたが、「平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 28 年 12 月 20 日閣議決定）においては、民生委員・児童委員の職務については運用の工夫により地域の実情に応じて児童福祉に関する事案に重点的に取り組むことも可能であるとし、児童委員及び主任児童委員の積極的な活用により児童の問題に機動的に対応することを地方自治体に通知している。</p> <p>そこで、本調査研究では、児童委員・主任児童委員の活動等の現状と課題を調査するとともに、地域における児童委員・主任児童委員の活動の推進に参考となる特徴的な取組事例を収集し、検証・分析することを目的とする。</p>
想定される事業の 手法・内容	<p>有識者等で構成する研究会を立ち上げ、活動事例の検証・分析を行うこととし、本調査研究は、次の手法・内容により実施することとする。</p> <p>①地域における児童委員・主任児童委員の活動等に関する先行研究の結果を踏まえ、可能な限り経年変化を比較する。</p> <p>②児童委員・主任児童委員関係者等に対するアンケート調査（全国から 500 件程度抽出）を実施し、地域性等の区分を考慮した集計結果をまとめる。</p> <p>③児童委員・主任児童委員活動の参考となる特徴的な取組等の事例について、ヒアリング（全国 8 か所程度）を行い、その結果を検証・分析する。</p> <p>また、ヒアリングの結果から児童委員・主任児童委員の参考となる活動事例をまとめ報告する。</p> <p>なお、本調査研究にあたっては、適宜担当課と協議しながら進めること。</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における児童委員・主任児童委員の活動等の現状と課題を検証、分析するとともに、児童委員・主任児童委員の参考とすべき特徴的な取組の事例を収集し編さんした報告書の作成。 ・上記の成果物を簡潔にまとめた報告書概要版(A 4 版 4 頁)の電子媒体及び紙媒体の作成。 ・調査にかかった電子データ一式の提出。
担当課室・担当者	子育て支援課 育成環境係 児童環境づくり専門官（内線 4 9 6 3）

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

調査研究課題個票

調査研究課題 11	子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修における e-ラーニング活用等による受講促進等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>都道府県等が実施する子育て支援員研修や放課後児童支援員認定資格研修などの実施費用を補助する子ども・子育て支援体制整備総合推進事業に係る平成29年度の行政事業レビュー公開プロセスにおいて、研修の受講方式等について以下のように指摘されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) できるだけ受講しやすい環境を整備するため、研修の実施方式として、e-ラーニングなどの受講方式を活用するとともに、小規模自治体については広域での開催を促進することなどを検討する必要がある。また研修効果の評価方法についても工夫すべきである。 <p>このため、平成30年度の調査研究では、e-ラーニングを活用した研修の先行事例と修了評価を含めた実施方法の把握、子育て支援員研修においてe-ラーニングを活用する場合の課題や修了評価に関する課題等の整理、それらを踏まえた映像等を盛り込んだ研修教材のサンプル版(1科目分)の作成等を行った。</p> <p>さらに、平成31年度の調査研究では、より研修の受講促進等が図られるように、e-ラーニングで実施可能と考えられる研修の具体的な科目、e-ラーニングを実施する際の修了評価のあり方等や、小規模自治体等における研修の広域開催の促進策、その他研修効果を高めるための工夫等について検討する必要がある。</p> <p>また、放課後児童支援員認定資格研修については、放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に従事する放課後児童支援員となるために受講が必須となっているが、平成30年5月現在、研修受講者の割合は58.5%であり、受講者の拡大・促進が課題となっている。その解消に向けて、e-ラーニングの実施や活用をはじめとした研修の実施方法の工夫等について検討が求められている。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>有識者等を含めた検討会を開催し、子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修について、e-ラーニングで実施可能と考えられる研修の具体的な科目、e-ラーニングを実施する際の修了評価のあり方等を検討し、それを踏まえた映像等を盛り込んだ研修教材のサンプル版を作成する。加えて、小規模自治体等における研修の広域開催の促進策や、研修修了者が研修の振り返りやその後の自己評価を行うための方策及び研修修了者をより職場への従事に結びつけるための方策の検討を行う。</p> <p>また、全都道府県・市町村に対して、小規模自治体等における研修の広域開催の状況について郵送によるアンケート調査を実施し、広域開催に関する好事例集を作成する。</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたり、検討会の構成員含め、適宜、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>子育て支援員研修及び放課後児童支援員認定資格研修について、以下をまとめた報告書の作成。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 e-ラーニングで実施可能と考えられる研修の具体的な科目、e-ラーニングを実施する際の修了評価のあり方等の検討 2 1を踏まえた2科目分の映像等を盛り込んだ研修教材のサンプル版の作成(実施主体のHPにおいて動画を視聴できるよう掲載すること) 3 小規模自治体等における研修の広域開催に関する好事例集の作成及びその他の広域開催に関する促進策の検討 4 研修修了者が研修の振り返りやその後の自己評価を行うための方策の検討 5 研修修了者をより職場への従事に結びつけるための方策の検討 6 調査・分析に用いた電子データセット
担当課室・担当者	子育て支援課 課長補佐(内線4955)

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題 12	地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業における利用者の個別ニーズの把握・対応状況に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>地域子育て支援拠点事業は、地域の身近な場所で、子育て親子の交流や育児相談、情報提供等を行う事業である。また、利用者支援事業は、子育て親子の身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や事業等を円滑に利用できるように支援する事業である。</p> <p>本調査では、子育て支援における相談事業である両事業が、支援現場でどのように機能し、個別ニーズにどのように対応しているか、子育て親子に対する相談事業として何が大切か等を明らかにすることを目的とする。</p> <p>特に、利用者の個別ニーズの把握とその対応に着目し、相談支援の実態及び個別ニーズの把握・対応のプロセスを明らかにし、分析することで、事業目的の円滑な達成と全国的な均質化を図ることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>有識者等で構成する研究会を立ち上げ、地域子育て支援拠点事業及び利用者支援事業（基本型）の事業者に対し、調査を実施し、相談件数や内容等の実態を把握する。</p> <p>加えて、利用者のうち、いずれかの事業において個別の対応を受けた者、及び当該ケースの担当者（現在在職していない等の事情があれば別の者でも可）へのインタビュー調査を実施し、以下について調査を行う。</p> <p>① 利用者の個別ニーズの把握方法（特に、支援の必要性を自覚していない利用者について、事業者側がどのようにその必要性を見いだしたか等）</p> <p>② 当該個別ニーズについての対応方法（出口支援として、両事業内で完結するものか、他事業につなぐべきものか等）</p> <p>③ 上記①②において、地域子育て支援拠点及び利用者支援事業の特性が活かされているのか</p> <p>なお、調査研究を進めるにあたり、適宜、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課と協議すること。</p>
求める成果物	個々の事例の考察、課題の整理、具体的な提言をまとめた報告書の作成。 (電子データ一式も要提出)
担当課室・担当者	子育て支援課 課長補佐（内線4955）

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題 13	児童館ガイドラインに基づく評価のあり方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>平成 30 年 10 月、地域の子ども・子育て支援に資する児童福祉施設としての機能拡充を目指し、児童館ガイドラインの改正を行った。</p> <p>児童館ガイドラインは、児童館の運営や活動が地域の期待に応えるための基本的事項を示し、望ましい方向を目指すものである。そのため、児童館ガイドラインを普及・浸透させ、各自治体の児童館施策、各児童館の運営、活動が発展していくような取り組みが求められる。</p> <p>その方策の一つとして、児童館ガイドラインに基づき児童館の第三者評価を行うことが考えられる。社会保障審議会児童部会遊びのプログラム等に関する専門委員会の報告書（平成 30 年 9 月 20 日）においても、児童館ガイドラインの周知方法の一つとして、児童館ガイドラインに準拠した児童館の第三者評価の指標作成が挙げられている。</p> <p>しかし、児童館における第三者評価の受審率は低調であり、児童館版の第三者評価の評価項目と基準と言える、児童館版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」（平成 18 年 8 月 31 日付け雇児育発第 0831001 号・社援基発第 0831001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長・社会・援護局福祉基盤課長通知別紙）は、平成 18 年に作成されて以降改正されておらず、児童館ガイドラインに準拠したものとはなっていない。</p> <p>したがって、本調査研究では、児童館ガイドラインに基づき児童館の運営・活動を向上させるため、児童館ガイドラインに準拠した第三者評価の評価項目案等の作成を主とした評価のあり方の検討を行うことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>本研究では、次の点を盛り込むこととする。</p> <p>① 児童館ガイドラインに準拠した第三者評価の評価項目案の作成と評価基準・方法等の検討</p> <p>児童館版の「福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン」及び「福祉サービス内容評価基準ガイドライン」、平成 27、28 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業において、児童館ガイドライン（旧版）に照合して作成した第三者評価項目案を先行研究として活用し、現行の児童館ガイドラインに基づく第三者評価の評価項目案の作成と評価基準・方法等について検討を行う。第三者評価における自己評価や、保護者だけでなく子どもも含めた利用者調査のあり方（項目や実施方法等）についても検討し、提言を行うこと。</p> <p>② プリテストの実施</p> <p>第三者評価の項目案等の作成・検討にあたって、項目案を用いたプリテストを行い、その内容の妥当性・有効性について検証する。可能な館においては、自己評価や利用者調査についてもプリテストまたは内容の妥当性・有効性につ</p>

	<p>いてのヒアリングを行うこと。</p> <p>調査研究等を進めるにあたっては、有識者等で構成する研究会を設置の上、実施すること。その構成員の人は担当室との協議による。また、適宜、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課健全育成推進室と協議すること。</p>
求める成果物	<p>1) 上記①②の内容を含む報告書の作成。研究の検討・分析過程も記すこと。</p> <p>2) 児童館ガイドラインに基づく第三者評価の評価項目案の作成も含む、児童館における評価のあり方についての提言。</p> <p>3) 調査・分析に用いたデータセット</p>
担当課室・担当者	<p>子育て支援課 健全育成推進室 室長補佐（内線４８４３）</p> <p>子育て支援課 健全育成推進室 児童健全育成専門官（内線４８４７）</p>

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

調査研究課題個票

調査研究課題 14	市町村の体制強化に関する調査研究（市町村支援児童福祉司、要対協、児童相談所と市町村の通告後の連携方策）
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において平成30年12月18日に決定された「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）には、新たに市町村支援を専門とする児童福祉司を配置するとしており、平成28年児童福祉法改正法附則第2条第3項の規定に基づく検討事項を検討するため、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に設置した「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」のとりまとめ（平成30年12月公表）においても、児童相談所と市町村の間の共通のガイドライン等の策定による共通認識の醸成、児童相談所の市町村支援担当児童福祉司による連携・協働する体制づくりなどにより、児童相談所と市町村の間の通告を受けた後の対応等に関する協働を前提とした役割分担とそれに応じた効率的かつ効果的な対応が求められている。</p> <p>また、同とりまとめにおいて、市町村等の地域の相談支援体制の強化として、要保護児童対策地域協議会の活性化を図ることにより、市町村、児童相談所を含む地域の連携体制を強化し、地域において子どもの最善の利益を優先して考慮した対応を行う子ども家庭相談支援体制作りを進めることとしている。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>本調査研究において児童相談所に配置される市町村支援担当児童福祉司の支援の在り方及び児童相談所と市町村間の連携について検討する。</p> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、地方公共団体の関係者及び有識者を含めた検討委員会を設置の上、調査や分析に対する助言を求めること（構成員は担当室と協議の上決定する）。また、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所の市町村支援担当児童福祉司が行う支援内容やその手法について、国内の先行事例等を参考に検討する。 ・ 市町村、児童相談所が通告後の対応について共通理解の上で対応できるためのガイドライン（案）の策定、実施上の工夫や活用方法等を整理し、活用モデルを提示する。 ・ 要保護児童対策地域協議会（実務者会議等）において地域の連携体制の強化や活動内容の活性化を図っている好事例集を作成する。 <p>なお、調査により得られた集計結果等については加工可能な電子媒体（エクセル等）を提出すること。また、集計解析に用いた電子データセットも提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863）</p> <p>家庭福祉課虐待防止対策推進室 児童相談所指導係（内線4864）</p> <p>家庭福祉課虐待防止対策推進室 調整係（内線4896）</p>

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

調査研究課題個票

調査研究課題 15	児童相談所の専門職の資格の在り方その他必要な資質の向上を図る方策に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書（平成 28 年 3 月）及び平成 28 年児童福祉法改正法（以下「改正法」という。）に基づく新たなビジョンを提示するため取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」（新たな社会的養育の在り方に関する検討会・平成 29 年 8 月）において、児童相談所職員の専門性の向上、資格化の可能性について提言されているが、その方法に関する詳細な検討はなされないままである。</p> <p>また、改正法附則第 2 条第 3 項の規定に基づく検討事項を検討するため、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に設置した「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」のとりまとめ（平成 30 年 12 月公表）においても、「児童相談所のみならず、市区町村子ども家庭総合支援拠点にも専門の人材が必要なこと、フォスタリング機関、施設、児童家庭支援センター等においても、人材の資質の向上が求められていることから、これら人材の専門性を向上させる必要性及びその具体的な方策について更なる検討が必要であるという点においては意見が一致したところであり、その在り方について、専門的に検討する委員会を設け、国家資格化も含め、一定の年限を区切って引き続き、具体的な検討を進める。」とされている。</p> <p>本調査研究では、こうした状況を踏まえ、児童相談所の専門職の資格の在り方及びその他必要な資質の向上を図る方策を検討する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>① 海外事例の研究（海外での児童福祉分野の公的資格との関係、当該資格の専門性・養成カリキュラム等）</p> <p>② 国内の実態把握（児童福祉分野におけるケアワーク系の業務、児童福祉分野におけるソーシャルワーク系の業務、当該業務に就く者の資格、それぞれの人材ニーズの見通し、既存資格との整合性）等</p> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、現場関係者及び有識者を含めた検討委員会を設置の上、調査や分析に対する助言を求めること（構成員は担当室と協議の上決定する）。また、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>今後設置される委員会において議論を行うための資料となるような、上記 2 点を含む報告書を作成すること。</p> <p>なお、報告書作成時に使用した種々のデータについても、電子データとして報告書に添付して提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線 4 8 6 3）</p> <p>家庭福祉課虐待防止対策推進室 児童相談所指導係（内線 4 8 6 4）</p>

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

調査研究課題個票

調査研究課題 16	<p>児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握の在り方及び実態把握にあたり必要な体制等に関する調査研究</p>
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>社会的養護においては、児童養護施設等への入所措置や里親委託等を解除された者（以下、「解除者」という）に対する自立支援の充実を図ることが求められている。このため、平成 29 年度に「社会的養護自立支援事業」を創設し、支援コーディネーターの配置等による居住に関する支援、生活費の支給、生活相談、就労相談等の支援を行っているところである。</p> <p>また、平成 30 年 7 月 6 日に示された「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」において、都道府県は社会的養護自立支援の推進に向けた取組の計画を策定することとし、評価のための指標例として、社会的養護自立支援事業の実施率や代替養育経験者等のフォローアップの状況を掲げているところである。</p> <p>自立支援の充実を図るためには、解除者の実態を把握することが必要であることから、平成 30 年度の本研究事業「児童養護施設等への入所措置や里親委託等が解除された者の実態把握に関する調査研究」においては、実態把握に関する既往調査の分析や自治体等の取組に関する調査・検証を行ったところである。</p> <p>一方、解除者の自立支援のニーズを正確に把握するためには、これまで十分に調査できなかった解除者の生活等の実態把握と、その情報管理が必要であることから、本研究課題においては、実態把握に必要な具体的な体制・対応等について 30 年度の研究成果も踏まえた調査・検討を実施し、自立支援の充実に資することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・解除された者の地域移動への対応に必要な機関連携等に関する検討、及び調査（自治体向け）の実施 ・施設等におけるアフターケアの強化に関する検討、及び調査（施設等向け） ・社会的養護自立支援事業の実施状況や支援コーディネーターの活用、及び情報の管理に関する検討、及び調査（自治体向け） ・上記について専門職や有識者等により検討する場を設置する（構成員は厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議の上決定する） <p>その他、調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議することとする。</p>
求める成果物	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に掲げる検討、及び調査結果をもとに施設入所措置や里親委託等を解除された者の実態把握の在り方及び必要な体制等についてとりまとめた報告書 ・調査データの一部又は全部（提出する調査データの範囲については、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議する。）
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 社会的養護専門官（内線 4 8 7 5）</p>

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題 17	児童相談所の第三者評価に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書（平成 28 年 3 月）においては、的確に評価できる機関による第三者評価制度が必要との指摘がなされており、平成 28 年児童福祉法改正法（以下「改正法」という。）に基づく新たなビジョンを提示するため取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」（新たな社会的養育の在り方に関する検討会・平成 29 年 8 月）においても、第三者評価に関して児童相談所を含めた全ての児童福祉機関の評価を行う機構の創設が求められている。</p> <p>さらに、改正法附則第 2 条第 3 項の規定に基づく検討事項を検討するため、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に設置した「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」のとりまとめ（平成 30 年 12 月公表）では、「自己評価及び第三者評価を行う仕組みの創設に迅速に取り組む」とされている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、本調査研究により児童相談所に対する第三者評価の在り方についてガイドラインの策定等を行い、全国展開に向けた取り組みについての提言を求めるものとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>平成 29 年度、平成 30 年度に実施した一時保護所の第三者評価に関する調査研究の成果も踏まえ、児童相談所の第三者評価のあり方を研究する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 国内、海外の先行事例や研究成果をまとめること。 ② 標準的な指標や評価機構の在り方なども含め、評価の在り方を検討し、児童相談所の第三者評価のための項目等を作成すること。 ③ 児童相談所設置自治体が、児童相談所業務について自己評価及び第三者評価を行うためのガイドラインを作成すること。 <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、現場関係者及び有識者を含めた検討委員会を設置の上、調査や分析に対する助言を求めること（構成員は担当室と協議の上決定する）。また、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記 3 点についてガイドラインを含めた報告書を取りまとめ、児童相談所の第三者評価実施に向けた提言を作成すること。</p> <p>なお、報告書を作成するにあたり使用した資料やデータについても、電子データとして報告書に添付して提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線 4 8 6 3） 家庭福祉課虐待防止対策推進室 児童相談所指導係（内線 4 8 6 4）</p>

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題 18	都道府県間における要保護児童等の情報共有システムの構築に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童虐待の対応に当たっては、関係機関間における緊密な連携が重要であり、平成 30 年度には、各都道府県において、児童相談所とその管内市町村との情報共有の効率化を図ることができるよう、各都道府県における情報共有システムの構築に関するガイドラインの作成に取り組んでいるところである。</p> <p>一方、児童虐待の事案には、転居事例など、都道府県をまたがる事案があるため、児童相談所間・自治体間の情報共有の更なる徹底を図り、全ての事案に適切に対応していくには、各都道府県における情報共有システムについて、都道府県間の接続を可能とする仕組みを検討する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>児童虐待の対応に当たり、各都道府県（児童相談所）及び市町村における業務の I C T 化の状況を把握するとともに、各都道府県における情報共有システムについて、都道府県間の接続を可能とする仕組みを検討するため、当該システム及び都道府県等における業務に知見のある者に対しヒアリングを実施すること等により、都道府県間における要保護児童等の情報共有システムの構築に関するガイドラインを作成する。</p> <p>なお、調査等の進め方は、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室と協議すること。</p>
求める成果物	<p>以下の 2 点に関する調査研究報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県（児童相談所）及び市町村における業務の I C T 化の状況に関する調査結果 ・都道府県間における要保護児童等の情報共有システムの構築に関するガイドライン（2019 年内までに中間とりまとめを提出の上、2020 年 3 月末までに最終的な報告書を提出） <p>調査データの一部又は全部（提出する調査データの範囲については、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と虐待防止対策推進室協議する。）</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課虐待防止対策推進室 調整係（内線 4 8 9 6）

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

調査研究課題個票

調査研究課題 19	養子縁組あっせんにおける民間あっせん機関と児童相談所との連携や情報共有のあり方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>平成30年4月1日に施行された、民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成28年法律第110号）第4条においては、民間あっせん機関と児童相談所は相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないと規定されている。</p> <p>また、国において特別養子縁組の成立件数の大幅な増加をめざしていることや、年齢要件の緩和を含む特別養子縁組制度に係る民法等の改正が国会に提出されていることを踏まえれば、養子縁組のあっせんに必要な情報を民間あっせん機関と児童相談所との間で共有すること等さまざまな連携方策を取り得ることや、協力する上での新たな課題が生じることが考えられる。</p> <p>一方、特別養子縁組の成立件数は年間500件程度であり、これまで、民間あっせん機関と児童相談所が情報を共有し連携・協力して取組を行った事例は限定的であったと考えられる。</p> <p>本研究課題では、このような背景を踏まえ、養子縁組のあっせんに係る民間あっせん機関と児童相談所との連携や情報共有について、取組事例の収集・整理と、その結果を踏まえ、あり方について検討を行い、今後の養子縁組あっせんに役立てることを目的とするものである。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>民間あっせん機関及び児童相談所に対する悉皆によるアンケート調査を行い、その結果を踏まえて、取組事例についてのヒアリングを行うなどにより、参考となる点や課題点・問題点を整理すること。また、収集・整理した事例を踏まえ、連携や情報共有のあり方について検討を行うこと。</p> <p>なお、調査の設計、情報の整理等に際しては、当該課題に知見のある有識者、民間あっせん機関、児童相談所や自治体等との意見交換を行い、助言を求めるとし、構成員の決定等について、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p> <p>その他、調査を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>アンケート調査及びヒアリング調査によって明らかとなった、参考となる点や課題点・問題点の整理を踏まえた、検討の結果等をまとめた調査研究結果報告書。</p> <p>調査・分析に用いた電子データセット。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4869）

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題 20	児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>平成 28 年児童福祉法改正法附則第 2 条第 3 項の規定に基づく検討事項を検討するため、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に設置した「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」のとりまとめ（平成 30 年 12 月公表）においては、市町村、児童相談所が市町村送致等の際に活用することとして作成された共通リスクアセスメントツールについて、信頼性、妥当性を科学的に検討するとともに、アセスメントツールが補助的に使われるものであることなどその活用方法の在り方等を含め検討し、市町村、児童相談所がより実践的に活用できるものに見直すこととされたところである。</p> <p>本調査研究においては、上記とりまとめを踏まえ、児童虐待対応における各局面で使われているアセスメントシートを整理し、現場で活用できるシート等を作成することを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>① 児童相談所及び要保護児童対策地域協議会調整機関に対して、アセスメントの実態について調査を行うこと。適切なアセスメントを行うために必要なことについて現場からの意見をまとめること。</p> <p>② 共通リスクアセスメントツールを含む、これまで現場で使われてきたアセスメントシートの信頼性、妥当性について検討する。</p> <p>③ 上記の課題を踏まえて、アセスメントを適切に行うためのシート等を作成すること。</p> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、現場関係者及び有識者を含めた検討委員会を設置の上、調査や分析に対する助言を求めること（構成員は担当室と協議の上決定する）。また、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容をまとめた報告書を作成すること。</p> <p>なお、報告書をまとめるに当たって収集・分析した資料やデータについては、電子データとして報告書に添付して提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線 4 8 6 3） 家庭福祉課虐待防止対策推進室 児童相談所指導係（内線 4 8 6 4）</p>

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題 21	子ども家庭総合支援拠点の設置促進に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>平成 28 年 5 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。）の整備に努めなければならないと規定された。</p> <p>また、平成 30 年 12 月 18 日に決定した「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）では、市町村の体制強化を図るため、子ども家庭総合支援拠点を 2022 年度までに全市町村に設置することを目標とした。</p> <p>こうした中、子ども家庭総合支援拠点を設置していない市町村は、地域や人口規模等が異なり、抱えている課題も様々であると考えられることから、それぞれの市町村の実情に応じた支援を検討していくことが必要となっている。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>子ども家庭総合支援拠点の設置に当たり、市町村へのアンケート及びヒアリングの実施などを通し、各市町村が抱える課題を把握した上、平成 30 年度末までに作成することとされている子ども家庭総合支援拠点の立ち上げ支援マニュアルを活用した実践的な運用の試験的实施や、地域別・人口規模別の子ども家庭総合支援拠点の立ち上げ事例集（専門職の）を作成する。</p> <p>なお、調査等の進め方は、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室と協議すること。</p>
求める成果物	<p>下記の内容を含む調査研究報告書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭総合支援拠点に関する各市町村の課題及びその解決方策 ・子ども家庭総合支援拠点の立ち上げ事例集 <p>調査データの一部又は全部（提出する調査データの範囲については、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議する）</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課虐待防止対策推進室調整係（内線 4 8 9 6）

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題 22	アドボケイト制度の構築に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>平成 28 年児童福祉法改正法において、児童福祉審議会については、平成 28 年 10 月より関係行政機関に加えて、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、必要な報告等を求め、その意見を聴くことができる旨規定されたところである。さらに、平成 30 年 10 月死亡事例検証報告の「国への提言」においても、都道府県児童福祉審議会において、子どもの権利擁護を図る観点から、子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討が指摘されている。</p> <p>平成 28 年児童福祉法改正法附則第 2 条第 3 項の規定に基づく検討事項を検討するため、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に設置した「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」においても、「子どもの意見表明権を保障する仕組みの構築」に対して、国による平成 30 年度中のガイドライン作成、平成 31 年度のモデル実施等により、全国展開に向けた取組を行うこととされたところである。</p> <p>本調査研究は、上記を踏まえ、アドボケイト制度構築の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とし、海外事例を含む先行事例等の把握を含め検討を行い、アドボケイト制度導入に向けたガイドラインを作成する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>① 海外の事例の研究（アドボケイト制度の導入に至る経緯や、運用上の課題等の整理）により、導入可能な制度等について検討すること。</p> <p>② 平成 29 年度、平成 30 年度に実施した「児童福祉審議会を活用した子どもの権利擁護の仕組み」調査研究を踏まえ、アドボケイト制度導入に向けたガイドラインを作成すること。</p> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、現場関係者及び有識者を含めた検討委員会を設置の上、調査や分析に対する助言を求めること（構成員は担当室と協議の上決定する）。また、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記について調査結果をとりまとめ、課題を整理し、ガイドライン作成を含む全国展開に向けた提言を含む報告書を作成すること。</p> <p>なお、報告書作成時に収集・研究した種々のデータについても、電子データとして報告書に添付して提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線 4 8 6 3） 家庭福祉課虐待防止対策推進室 児童相談所指導係（内線 4 8 6 4）</p>

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

調査研究課題個票

調査研究課題 23	<p>妊娠を他者に知られたくない女性に対する海外の法・制度が各国の社会に生じた効果に関する調査研究</p>
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>平成30年8月に公表された子ども虐待による死亡事例の検証結果によると、心中以外の虐待死亡事例のうち、0歳児の割合が63.5%と依然として最も高く、その中でも生後1ヶ月までの割合が半数であるなど、新生児の死亡や遺棄といった問題は大きな社会問題としてあり続けている。</p> <p>予期せぬ妊娠をした女性は、その背景として、家族や親族、パートナーに相談できず、支援者がいないまま、妊娠と子どもの養育に関する問題を抱え込むことがある。また、貧困、家庭内の複雑な事情、DV被害といった、精神的、経済的、社会的に困難な状況や危機的な状態にあることも多い。さらには、こうした女性の中に妊娠を他者に知られたくない女性が含まれる課題が指摘されている。諸外国においては、これらの問題を抱え危機的な状況に置かれた女性に対し、様々な法・制度が存在している。</p> <p>一方、諸外国においても、新生児の死亡や遺棄の問題を解決するに至ってはならず、危機的な状況にある上に妊娠を他者に知られたくない女性に対する支援の取組が続けられている。これら取組の中で、当該国において有効とされている点や課題点・問題点を把握し、比較検討することは、今後、我が国において検討するため有用と考えられる。</p> <p>本研究課題では、諸外国における「妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度」が、各国において、それぞれの社会にどのような効果を生じたかについて調査研究を行い、今後の我が国における支援体制を検討するための基礎資料とすることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>複数の海外の国（イギリス、フランス、ドイツ、アメリカ、韓国）において、妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度が社会にどのような効果を生じたかの文献調査、情報収集、翻訳等を行い、有効とされている点や課題点・問題点を整理すること。</p> <p>なお、調査の設計、情報の整理等に際しては、当該課題に知見のある有識者等の助言を求めることとし、構成員の決定等について、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p> <p>その他、調査を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>複数の海外の国（イギリス、フランス、ドイツ、アメリカ、韓国）における、妊娠を他者に知られたくない女性に対する法・制度が各国の社会に生じた効果について、有効とされている点や課題点・問題点等を比較可能な資料として整理した報告書。</p> <p>調査・分析に用いた電子データセット。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4869）</p>

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題 24	通告窓口の一元的運用に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>平成 16 年児童福祉法改正以降、児童虐待等に関する通告は、児童相談所と市町村のいずれもが受理する体制となっているが、泣き声通告や面前DV通告など増大する虐待通告に対する児童相談所における安全確認・調査の業務量が膨大となっていることから、「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書（平成 28 年 3 月）及び平成 28 年児童福祉法改正法に基づく新たなビジョンを提示するため取りまとめられた「新しい社会的養育ビジョン」（新たな社会的養育の在り方に関する検討会・平成 29 年 8 月）において、児童虐待通告の第 1 次的な関与機関として最も適切な機関への接続機能を果たす通告窓口の一元化について指摘されているところである。</p> <p>さらに、平成 28 年児童福祉法改正法附則第 2 条第 3 項の規定に基づく検討事項を検討するため、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に設置した「市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループ」において平成 30 年 12 月に公表されたとりまとめでは、「希望する自治体において、通告窓口を一元的に運用できる方策について、通告受理後の安全確認の体制を含め国で整理し、具体的に提示する」こととされたところである。</p> <p>こうした状況を踏まえ、本調査研究により通告窓口の現状について実態調査・検証を行い、通告窓口を一元的に運用できる方策の検討に向けて課題・対応について整理する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>① 通告窓口の現状について、児童相談所に対してアンケート調査を行うこと。</p> <p>② アンケート調査を踏まえて、通告窓口の一元的運用のメリット・デメリットを整理すること。</p> <p>③ 児童相談所設置自治体において通告窓口の一元的な運用についてのモデル実施を行い、課題・対応について整理すること。</p> <p>なお、調査研究等を進めるにあたっては、現場関係者及び有識者を含めた検討委員会を設置の上、調査や分析に対する助言を求めること（構成員は担当室と協議の上決定する）。また、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記 3 点について報告書を作成すること。</p> <p>なお、報告書を作成するにあたり使用した資料やデータについても、電子データとして報告書に添付して提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線 4 8 6 3） 家庭福祉課虐待防止対策推進室 児童相談所指導係（内線 4 8 6 4）</p>

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題 25	「授乳・離乳の支援ガイド」の普及啓発に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>「授乳・離乳の支援ガイド」については、「授乳・離乳の支援ガイド」改定に関する研究会において、約10年ぶりに改定の議論が行われているところ。本ガイドは授乳及び離乳の望ましい支援のあり方について、妊産婦や乳幼児の支援に関わる保健医療従事者が、一貫した支援を進めるための基本事項について標準化を図ったものである。</p> <p>本ガイドに基づいて、行政や医療機関等において授乳・離乳の支援が行われている一方で、保護者には、授乳・離乳に関する様々な困りごとが存在し、その対処に当たっては、育児雑誌やインターネット等を活用し情報収集していることも明らかになっており、正しい情報へのアクセス環境を整えることが必要である。</p> <p>また、昨年8月に乳児用液体ミルクの規格基準が新たに策定され、授乳に当たっての選択肢が増えることとなった。乳児用液体ミルクの扱い方に関する啓発資材は、災害時の活用を含め急務となっている。</p> <p>本研究では、「授乳・離乳の支援ガイド」に基づき、授乳・離乳を実践しやすい環境と整えることを目的に、実態調査及び保護者向けの啓発資材の開発を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>以下の事業を実施するに当たっては、産婦人科医、小児科医、保健師、助産師、管理栄養士等の有識者の助言を受けて実施すること。</p> <p><u>1 授乳・離乳の実践に関する普及啓発資材の開発</u></p> <p>授乳・離乳を実践している保護者に向け、「授乳・離乳の支援ガイド」に基づいた正しい知識をわかりやすく示すとともに、保護者の困りごとや課題を把握し、その課題を解決するための具体的な方法が示された資材の啓発手法及び資材の開発を行う。資材については、乳幼児健康診査等の機会に配布できる簡易版と、実践に当たっての具体的な方法が示されている詳細版の2種類の開発を行う。</p> <p><u>2 授乳・離乳の支援ガイドの啓発に関する研修資材の開発</u></p> <p>改定された「授乳・離乳の支援ガイド」に基づいた支援を実施して行くに当たり、当該ガイドのターゲットである保健医療従事者への普及啓発が重要になる。そのため、上記1で作成した資材の活用方法も含めた保健医療従事者向けの行政研修や医療機関向けの研修等で活用できる「授乳・離乳の支援ガイド」の啓発に関する研修資材を作成する。なお、研修資材については、様々な研修の場で活用することを見据えたものとする。</p>
求める成果物	<p>下記①～②を取りまとめた報告書及び啓発資材を提出すること。啓発資材は、改変が可能な電子媒体を提出すること。なお、資材開発に当たり、調査等を実施した場合には、統計解析等に用いたデータセットの電子媒体を併せて提出す</p>

	ること。 ①授乳・離乳の実践に関する普及啓発資材の開発 ②授乳・離乳の支援ガイドの啓発に関する研修資材の開発
担当課室・担当者	母子保健課 栄養専門官（内線 4981）、母子保健指導専門官（内線 4980）

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業

調査研究課題個票

調査研究課題 26	「健やか親子21」国民運動推進に向けた情報共有のための仕組みの整備に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>母子保健の国民運動である「健やか親子21（第2次）」は、今後10年間で目指すべき方向性を定め、2015年度から開始し、現在、取組を推進しているところである。現在、「健やか親子21推進協議会」や「健やか親子21応援メンバー」として、約200企業・団体等が参画しており、今後さらに参画企業、団体等が増えていく見込みである。</p> <p>(参考)「健やか親子21（第2次）」 http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000041585.htm</p> <p>「健やか親子21（第2次）」に掲げた課題の達成に向けては、保健、医療、福祉、教育、労働等、幅広い分野から取組に参画してもらうことが重要であり、関係者がそれぞれの特性や専門性等の強みを活かしつつ参画できる仕組みが必要である。</p> <p>本調査研究は、「健やか親子21」に参画している企業、団体及び自治体の取組の推進や関係者の連携促進に資するよう、「健やか親子21（第2次）」の課題達成に資する関係者等のこれまでの取組のレビューをするとともに、各主体が取組状況を登録し、検索できるデータベース構築を目指す。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 「健やか親子21（第2次）」の課題達成に資する関係者等のこれまでの取組のレビュー</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自治体及び健やか親子21国民運動に参画する団体、企業における取組に関する調査を実施し、取組事例を収集する。 ○ 収集した取組事例から、「健やか親子21（第2次）」の課題もしくは指標別に分類し、課題もしくは指標ごとに取組事例を整理し、「健やか親子21（第2次）」の目標達成に資する自治体、団体、企業の取組をまとめる。 <p>(2) 取組のデータベースの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ (1)の結果を踏まえて、自治体、団体、企業が取組を登録できるデータベース構築に向けて、関係者による委員会を組織し、必要な項目、レイアウトの検討を行う。 ○ 関係者の意見を反映させ、幅広い主体が使いやすく、活用しやすいデータベースを構築する。
求める成果物	<p>○調査結果及び取組のレビューをまとめた報告書 報告書提出にあたっては、調査結果集計表の電子媒体も提出すること。</p> <p>○取組のデータベース データベースは「健やか親子21公式ウェブサイト」上に置くこととし、今後の維持管理については極力安価となるよう工夫すること。</p>
担当課室・担当者	母子保健課 栄養専門官（内線4981）、生殖補助医療係長（内線4982）

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題 27	「妊産婦のための食生活指針」の改定案作成及び普及啓発に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>妊産婦の食生活の支援については、「妊産婦のための食生活指針」（平成18年2月15日付雇児発第0215005号）を作成し、啓発を行っていたところである。</p> <p>しかし、若い女性の食事の偏りが大きいことや、やせの者の割合が減少しないこと、妊娠中においては、太りたくないと思ふ者が多いことなど、健康上の問題について改善の兆しがみえていない。また、子どもにおいては、低出生体重児が減らないことや、神経管閉鎖障害の一つである二分脊椎は、1万出生当たり5～6人程度の発症が続き、減少が見られないことから、昨年度、若年女性及び妊産婦の実態について調査研究を行ってきたところである。それらの結果から、妊娠に当たって、適切な時期に適切な情報を把握できず、適切な行動に結びついていないことや、サプリメントに安易に頼っている等の現状が明らかになった。</p> <p>妊娠期及び授乳期は、母子の健康の確保のために、適切な食習慣に努めることが極めて重要な時期であることから、正しい情報に基づいた食生活の改善を支援できるよう、本調査研究では、「妊産婦のための食生活指針」の改定を行うとともに、その普及に関する啓発資材の開発を目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p><u>1 現行の「妊産婦のための食生活指針」に関する科学的根拠の更新</u></p> <p>平成18年に発出されている「妊産婦のための食生活指針」に関する科学的根拠について、最新の質の高い知見を収集し、精査（エビデンステーブルの作成）する。なお、妊産婦の食生活の改善にあたり、現行版の指針において記述の少ない事項がある場合は、新たな知見も追加で収集、精査（エビデンステーブルの作成）すること。</p> <p><u>2 「妊産婦のための食生活指針」の改定案の作成</u></p> <p>1に関する知見を基に、「妊産婦のための食生活指針」の改定案作成を行う。</p> <p><u>3 「妊産婦のための食生活指針」の普及啓発資材の開発</u></p> <p>2で作成した「妊産婦のための食生活指針」に基づき、妊産婦向けの啓発資材の開発を行う。なお、資材開発に当たっては、妊産婦の行動変容を促す効果的な手法を用いて作成すること。</p> <p>なお、上記の事業の実施にあたっては、妊産婦の食生活改善に関係する知見を有する産婦人科医、管理栄養士、保健師等の有識者及び行動変容に関するマーケティングの知見を有する者で構成される検討会を設置し、有識者の意見を反映させる体制を整えること。具体的な人選に当たっては母子保健課と相談の上決定するとともに、適宜、協議しながら事業を進めること。</p>
求める成果物	<p>下記①～③を取りまとめた報告書及び啓発資材を提出すること。なお、「妊産婦のための食生活指針」及び啓発資材は改変が可能な電子媒体を提出すること。</p>

	<u>① 「妊産婦のための食生活指針」</u> <u>② 検討会に関する資料一式</u> <u>③ 「妊産婦のための食生活指針」の普及啓発資材</u>
担当課室・担当者	母子保健課 課長補佐（内線 4985）、栄養専門官（内線 4981）

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題 28	新生児期及び乳幼児期における聴覚検査の実施体制に関する実態調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>新生児聴覚スクリーニング検査は聴覚障害の早期発見・早期療育を図るために、新生児に対して実施する検査である。平成 29 年度「新生児聴覚検査の実施状況等について」（厚生労働省子ども家庭局母子保健課調べ）調査において、受診の有無を把握し、かつ、受診人数を集計している市区町村における出生時に対する初回検査の実施率は 82.0%、また精密検査の結果を把握している自治体は 67.3%であり、さらなる実施率及びフォローアップ率の向上が望まれる。平成 29 年度より新生児聴覚検査体制整備事業を創設し、協議会の設置や都道府県内における事業実施のための手引きの作成やパンフレット作成等による普及啓発等により、都道府県内における新生児聴覚検査の推進体制の整備を図っているところである。本研究では、新生児期及び乳幼児期の聴覚スクリーニング検査の実施体制の向上を目指し、実態調査及び好事例の収集を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>① <u>新生児聴覚スクリーニング検査の実施率やフォローアップ率等の高い市町村における実施体制の好事例の収集</u></p> <p>全市町村に対して新生児聴覚スクリーニング検査の実施の把握状況やリファアとなった児に関する医療機関との情報連携の体制、受診勧奨や啓発手法等に関して調査票を用いた実態調査を行う。また、必要であれば現地調査又はヒアリング等を行う。専門家等の意見を踏まえ設定した基準を基に好事例の選定を行い、好事例集を作成し、好事例の周知を行う。</p> <p>② <u>各都道府県における新生児聴覚スクリーニング検査実施のための標準的な実施手引きの作成</u></p> <p>①で行った調査及び各都道府県が作成している手引きを基に、専門家等の意見を踏まえ、新生児聴覚スクリーニング検査実施のための手引きに盛り込むべき内容について検討し、標準的な実施手引きを作成する。</p> <p>③ <u>乳幼児健康診査等の乳幼児期における聴覚スクリーニング及びフォローアップ体制の好事例の収集</u></p> <p>全市町村に対して1歳6か月児及び3歳児乳幼児健康診査における聴覚スクリーニング及びフォローアップ体制に関して調査票を用いた実態調査を行う。また、必要であれば現地調査又はヒアリング等を行う。専門家の意見を踏まえ設定した基準を基に好事例の選定を行い、好事例集を作成し、好事例の周知を行う。</p> <p>なお、事業の実施にあたっては、難聴児に関係する母子保健、医療、福祉等の有識者による検討委員会を設置し、有識者の意見を反映させる体制を整えること。具体的な人選に当たっては母子保健課と相談の上決定するとともに、適宜、協議しながら事業を進めること。</p>
求める成果物	<p>①実施率やフォローアップ率等の高い市町村における実施体制の好事例集</p> <p>②新生児聴覚スクリーニング検査実施のための標準的な実施手引き</p>

	③ 1歳6か月児及び3歳児健康診査における聴覚スクリーニング及びフォローアップ体制の好事例集
担当課室・担当者	母子保健課 課長補佐（内線4970）、母子保健係（内線4975）

2019年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
調査研究課題個票

調査研究課題 29	産婦健康診査におけるエジンバラ産後うつ病質問票の活用に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産後間もない時期の産婦に対する健康診査の重要性が指摘されている。このため、国においては、平成29年度から産婦健康診査にかかる費用を助成する産婦健康診査事業を実施している。産婦健康診査の実施に当たっては、母体の身体的機能の回復、授乳状況及び精神状態の把握等を行うこととしており、精神状態の把握については「エジンバラ産後うつ病問診票（EPDS）」（以下「EPDS」という）を実施することとしている。</p> <p>産婦健康診査事業の実施主体は市区町村であり、産婦健診自体は、各市区町村から委託を受けた病院、診療x c所及び助産所において実施されるものであるが、健診項目のうちEPDSについては、自治体によって配布時期が異なっており、母子健康手帳交付時や産婦健診時等に配付されている。しかし、配布時期によるスクリーニング精度への影響については明らかにになっていない。</p> <p>また、基本的に母国語のEPDSを使用することが望ましいとされているが、日本語を母語としない産婦が増加するなか、日本語以外の有効なEPDS（以下「外国語版EPDS」という）の使用について整理する必要がある。</p> <p>そこで、当研究により、EPDSの配布時期による精度への影響を明らかにするとともに、外国語版EPDSの取得やカットオフ値等の科学的根拠の収集及び外国語版EPDSを活用する際の留意事項を取りまとめ、市区町村における産婦健康診査の実施に役立てる。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) EPDSの配布時期による精度への影響に関する調査</p> <p>ア 国内及び海外の文献調査を行い、EPDSの配布時期による精度への影響の有無や課題等について科学的根拠を収集する。</p> <p>イ 国内におけるEPDSの配布時期による精度への影響について、産婦健康診査を実施している市区町村に対して調査票を用いた実態調査を行う等、科学的根拠を作成する（アにおいて適切な科学的根拠がない場合）。</p> <p>(2) 外国語版EPDSを活用する際の留意事項のとりまとめ</p> <p>ア 有効な外国語版EPDS（英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語等国内に多く居住する外国国籍）の収集と国内で活用するための著作権等の整理</p> <p>イ 国内及び海外の文献調査から、外国語版EPDSのカットオフ値等の根拠等について収集する。</p> <p>ウ 国内に居住する日本語を母語としない産婦に外国語版EPDSを実施する際の留意事項（実施方法やカットオフ値の考え方等）について取りまとめる。</p> <p>なお、上記の各事業の実施に当たっては、有識者の意見を踏まえて実施するとともに、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議の上、実施すること。</p>

<p>求める成果物</p>	<p>下記①～ を取りまとめた報告書</p> <p>① 国内におけるE P D Sの配布時期による精度への影響に関する科学的根拠</p> <p>② 有効な外国語版E P D S</p> <p>③ 外国語版E P D Sを実施する際の留意事項のとりまとめ</p> <p>なお、①の科学的根拠作成に用いた電子データセット、②③については、加工可能な電子媒体も併せて提出すること。</p>
<p>担当課室・担当者</p>	<p>母子保健課 母子保健指導専門官（４９８０）、母子保健係（内線４９７５）</p>